**インターネット上の誹謗中傷・差別等に関する専門相談窓口設置・運営事業に係る**

**企画提案公募事業者説明会の概要について**

【開催日時】令和５年８月３日（木）14:00～15:00

【開催場所】咲洲庁舎41階　共用会議室10

**１　説明概要**

1. 公募要領（スケジュール及び審査基準等）についての概要説明

|  |  |
| --- | --- |
| 説明箇所 | 1 事業の目的  2 事業概要  3 事業実施期間  4 事業内容  5 委託上限額（消費税及び地方消費税を含む）※1  6 スケジュール  11 審査の方法 （2）審査基準  ※１ 弁護士報酬は、弁護士相談の実績に応じて支払い |
| 留意点 | 〇応募書類の「応募申込書」、「企画提案書」、「応募金額提案書」には、提案事業者の社名等の固有名詞や事業者名が推定されるような表現を  記載しないこと。  〇応募書類の「企画提案書」、「応募金額提案書」に記載する金額には弁護士相談に係る弁護士報酬を含めないこと。  　提案金額の上限額は118,949,000円であること。 |

（２） 仕様書についての概要説明

|  |  |
| --- | --- |
| 説明箇所 | 6 委託業務の概要  8 委託業務の内容及び提案事項  　（１）専門相談窓口の開設  ア 相談の受理   1. 専門相談窓口の名称   （エ） 相談手法  （カ） 開設日及び受付時間  　　　　イ 相談の対応   1. 関係機関との連携・協力体制の構築   　　　　ウ 実施体制  　　　　エ 相談の対応手順（オペレーション）  　（２）専門家への相談体制の構築  　（３）情報のデータベース化と分析  　（４）広報・啓発活動の実施 |
| 留意点 | 【弁護士相談について】  〇受注者は大阪弁護士会と再委託契約を締結し、相談を実施する弁護士の紹介を受け、大阪弁護士会を通じて弁護士報酬を弁護士へ支払うこととする。  　[理由]　弁護士法第72条に違反する行為を防ぐため。  〇大阪弁護士会との再委託契約は単価契約とし、弁護士相談の実績に基づいて算定した再委託料を支払うこととする。  〇再委託料は大阪弁護士会が発注者に請求する弁護士報酬のみであり、大阪弁護士会に紹介の対価は発生しない。  〇弁護士報酬の報酬額は、1件30分につき税込5,500円（交通費を含む。）。相談時間が30分に満たない場合は、30分として計算すること。  〇弁護士が必要と判断した場合は、弁護士相談を複数回実施すること。  （参考）弁護士法　（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）  第七十二条　弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。  【想定される年間受付件数について】  〇延べ約2,250件と想定。  〇上記件数は、相談者に傾聴のうえ本窓口で対応すべき件数  ※解決済の相談や、対象外の案件についての相談を繰り返し架電等される相談を含めると最大で延べ約7,200件と想定。  〇延べ約7,200件は人権に関するあらゆる相談を受け付けている大阪府人権相談窓口の実績を参考に試算したもの。  〇大阪府人権相談窓口では、悩みを抱えている相談者から繰り返し同じ内容の相談が寄せられても丁寧に対応していることから大きな件数となっている。  〇本窓口では、インターネット上のトラブルに限定したうえで、誹謗中傷や差別的言動に関する相談については、必要な助言を行い、その他の相談については連携する適切な関係機関へ案内するため、実際に本窓口で対応すべき年間受付件数は延べ約2,250件と想定。 |

**２　質疑応答**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当箇所 | 質問内容 | 回答 |
| 8 委託業務の内容及び提案事項  　（１）専門相談窓口の開設  ア　相談の受理  （カ）開設日及び受付時間 | 「開設日及び受付時間」について、コアタイム以外の実施時間としてお昼の２時間でも構わないという説明でしたが、必ずコアタイムと連続した時間で実施しなければならないというわけではないのでしょうか。 | 必ずコアタイムと連続した時間で実施しないといけないわけではございません。離れていても構いません。 |
| 開設時間を12時から14時及び18時から22時とした場合、12時から14時の時間帯においても、新たな相談の受付は業務終了時刻の30分前までとして良いのでしょうか。 | コアタイムよりも遅い時間まで開設した場合の相談員の帰宅のことを考慮して、新たな相談の受付は業務終了時刻の30分前までとすることを可としております。そのため、開設時間を分けた時にそれぞれの時間帯で業務終了時刻の30分前に相談受付を終了することは想定しておりません。 |
| 8 委託業務の内容及び提案事項  　（１）専門相談窓口の開設  ウ　実施体制 | 「想定される年間受付件数」について、件数が2,250件より大幅に超えた場合、事業者の負担が増え、開設時間内に対応できないことが懸念されると思いますが、その場合は都度、発注者に相談することになるのでしょうか。 | 毎月の定例報告会等において情報を共有して、対応について協議していくことになります。 |
| 8 委託業務の内容及び提案事項  　（１）専門家への相談体制の構築  11 契約代金の支払方法等 | 「弁護士以外の専門家相談について」の箇所は提案を求めておられますが、弁護士費用のように発注者で固定の金額を設定されることはないという認識で良いのでしょうか。 | 弁護士以外の専門家への報酬については、発注者で設定せず、事業者に提案いただく金額（上限118,949,000円）に含まれる形になります。 |
| 「法的な相談対応について大阪弁護士会に再委託する」の箇所と、「大阪弁護士会との再委託契約に係る弁護士への報酬については、大阪弁護士会からの請求額を、発注者に請求するものとする。」の箇所について、もう少し詳細に説明いただけますでしょうか。 | 弁護士報酬の単価については発注者と大阪弁護士会で調整済ですが、詳細については事業者と大阪弁護士会で調整して再委託契約を結んでください。  単価契約で再委託契約を結び、必要な金額を事業者から大阪弁護士会へお支払いいただき、大阪弁護士会はその金額を弁護士へ支払う形になります。事業者は大阪弁護士会からの請求額を発注者に請求いただくことになります。公募要領や仕様書に弁護士相談に係る委託上限額を記載しておりますが、弁護士相談の件数が少なかった場合、発注者からお支払いする金額は、記載の上限額より少なくなります。 |
| 8 委託業務の内容及び提案事項  　（３）情報のデータベース化と分析  ウ　分析の報告 | 分析の報告について、「報告は電子データ及び印刷物を提出することとする。」とありますが、印刷物というのは配布用に何部か印刷するという意味なのでしょうか、それともプリントアウトしたものを発注者に提出するという意味なのでしょうか。 | プリントアウトしたものという意味です。 |